

議案第 36 号

伊賀市債権管理条例の一部改正について

伊賀市債権管理条例の一部を次のとおり改正しようとする。

令和4年2月22日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

伊賀市債権管理条例の一部を改正する条例

伊賀市債権管理条例（平成28年伊賀市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項第6号を次のように改める。

(6) 私債権について、消滅時効の期間が経過したとき。

第15条第1項第7号を削る。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。